

明治期における近江商人正野玄三家の家則と店則

上村 雅 洋

はじめに

近江商人正野玄三家⁽¹⁾には、明治期の家則および店則が残されており、その中に興味深い雇用に関するさまざまな規則が含まれている。正野家の江戸時代の家訓⁽²⁾については、すでに紹介されているが、本稿では、これまで明らかにされてきた近江商人の経営手法、特に雇用関係が近代になり、いかに変化していったのか、維持されていったのかを、正野家の家則・店則を通じて考えてみたい。⁽³⁾

一 明治十四年「大坂支店規則書」

正野家は、明治十三年六月に八幡出身の近江商人岡田小八郎家⁽⁴⁾の大阪店を買収し、それを正野家の大阪支店として開設した。⁽⁵⁾したがって、ここに示す明治十四年七月改正の「大坂支店規則書」⁽⁶⁾は、正野家の大阪支店開設一年後における制度整備にともない改定されたものと思われる。条目も二六条からなり、後述する明治二十四年の規則書（三六条）に比べ、やや簡素なものとなっている。

それでは、まずその規則書を見てみよう。

^(表紙)
「明治十四年巳七月改正」

明治期における近江商人正野玄三家の家則と店則

大坂支店規則書

正野本店⁽⁷⁾

規則

第一条

一 店方金銭出入勘定毎日取調之事

第二条

一 本家ヨリ主人勘定方之内、忝人諸勘定取調トシテ出張当分

九月、十二月、三月、六月ト相定候事

第三条

一 毎年店卸総勘定六月三十日ト相定メ、本家主人并勘定方之者立会

取調之事

第四条

一 店方出勤之者給金并仕着等之儀者、本家持之事

第五条

一 店卸之節店方出勤之者并本家勘定方之者江、利益之内ヨリ割符相立、褒美トシテ相遣候事

但、此割符方別紙ニ相立置候也

第六条

一 本家ヨリ往返旅費之儀者

上等 往返 金貳円六拾錢也

中等 往返 金貳円貳拾錢也

下等 同 金貳円

但、片道ハ 半減

私用往返ハ 半減

本家用ヲ兼ヌルトキハ、本家ト半割

第七条

一 神戸行旅費

日帰り金壹円也 一 泊掛金壹円五拾銭

第八条

一 商用ニ付本家ヨリ仕入金借用之利子者、月八朱才壹歩迄

第九条

一 店用私用ニ不限他行之節者、行帰前後本家江至急之報知可有之事

第拾条

一 本家江為替金取組之儀者、取組次第即刻案内報知之事

但、金高式百円已上ハ、無案内ニテ取組候儀者致間敷候事

第拾壹条

一 金融之儀者、本家差図之外不相成候事

第拾貳条

一 金融之儀者、假令手堅キ抵当品有之候共、店方限り約定致間敷、

本家方へ前以打合セ之上、其事実返報ヲ受取引可致候事

但、手数料トシテ利子相応歩合、店方へ可相遣候事

第拾三条

一 薬種売買本家差図之外、店方限思惑相立候儀堅無用之事

第拾四条

一 米道金銀貨其外諸品限月物売買堅嚴禁之事

第拾五条

一 店出勤之者、私用之商業思惑之儀ハ一切相禁止候事

第拾六条

一 本家買置薬種類店土蔵江預ケ之分蔵敷無之売払、利益之節ハ其利益百分ノ五ヲ手数料トシテ店方江可相遣候事

第拾七条

一 普請方重タル造作本家持之事

但、小破損之儀者店持之事

并町区入費店持之事

第拾八条

一 本家用ニテ出坂之節者宿料トシテ

一 主人 一日二付 金貳拾五銭也

一 外之者 同 金拾七銭也

但、定式雑用ヲ以取扱可申事

且本家用店用相兼候節者半減之事

主人在坂中来客之酒飯料ハ本家持之事

第拾九条

一 遠路ヨリ来客之節者

御茶 中菓子限り饗応

万一別懇之御仁ニテ私用ニ入来之節者、魚店敷何レノ席ナリトモ、

勝手ニ取扱可申事

第拾壹条

一 浜座敷平日メ切、酒飯無用之事

但、主人在坂中来客之節者其限りニ不有

第拾壹条

一 本家主人之外上下出坂之節ハ、前書定メ之宿料堅ク請取定メ雑用

限之事

第貳拾二条

一私用ニテ神仏參詣之節者、都テ自分小遣之事

但、時間ヲ定メ帰店之事、夜中ハ九時末出歩行無用

第貳拾三条

一歳内休日

若イ者 二ヶ月ニ壹度 但、小遣トシテ金三拾錢宛遣シ候事

小供 一ヶ年ニ貳度 但、右同断遣シ候事

第貳拾四条

一神前用

毎日灯明献シ候事

御神酒 祝日 其外毎月一日、十六日、廿五日

稻荷神社

御神酒 祝日 其外毎月一日、十六日

但、初午祭ハ別段ニ敬祭之事

毎月廿五日

天満天神宮様江代參之事

但、參錢者五厘宛之事

第貳拾五条

一精進日

毎月 五日、三峯社敬日十九日、廿日、廿九日

精進日薬料凡已一月ヨリ代壹錢貳厘宛之事

右精進日御命日ニ仏前江御花相備可申事

但、御花料 壹錢位

右之外毎月十七日二月堂様江御花相備可申事

明治期における近江商人正野玄三家の家則と店則

但、御花料 右同断

第貳拾六条

一定式雜用

每朝 香ノ物限リ

昼 精進 一汁

夕 一汁 一菜、此薬料凡壹錢位

但、祝日并毎月一日、十六日 焼物料、代三錢宛也

此外一日ハ十六日迄ニ壹度、十七日ハ三十日迄ニ壹度、都合

一ヶ月ニ貳度

右者魚類下直ナル日ニ定メ、別段定日ナシ

右薬料 貳錢宛

右之外大祭日ハ一日十六日ニ順シ候事

酒 毎日一合限リ之事

但、祝日、一六ノ日ハ別段之事

右之条々銘々立会之上規則相定候上者、一同堅相守商業一廉勉強可致、且毎年六月店卸大勘定之節、前箇条不都合ノ廉有之候ハ、協議之上、尚改正可致儀モ可有之候、依テ左之連名立会タル者之ヲ調印致候也

明治十四年巳七月改正

正野玄三[㊦]

正野友七

前野金兵衛[㊦]

西村伝七[㊦]

梅村弥兵衛

前野政兵衛

立合人 増田儀兵衛

監督人 福田喜八

このように、勘定や旅費の規定、金融・商品取引の規定、雑多な対応などに関する規定が主であるが、店員の生活を描いた規定も存在する。たとえば、休日については、若年者は二か月に一度、子供は一年に二度あり、休日にはそれぞれ小遣いとして三〇銭が支給されている。第二六条では、支店での食事内容の基準がわかる。朝は漬物だけで、昼は「精進 一汁」とあり、野菜と汁物で済ませている。夜は「一汁 一菜」とあり、基本的には昼とほとんど変わらないが、「此菜料凡壹銭位」とあるようにある程度の内容をもった食事が提供されたようである。ただ、祝日や毎月一日と十六日には、焼物料として三銭が支給されているところから、焼魚などが出されたのであろう。それ以外に一〜十六日と十七〜三十日の間にそれぞれ一回ずつ合計月に二回は、「魚類下直ナル日ニ定メ」、日を限定せずに魚などが特別に食卓にのぼった。大祭日には、一日と十六日に準じて焼物が提供された。さらに、酒については、毎日一合を限度とし、祝日などはさらに特別に許可された。こうした食事にも見られる厳しい店員生活が、明治に入っても続けられていたのである。

また、この「大坂支店規則書」を改正した明治十六年七月「支店規則書」もあり、ほぼ同様の内容をもつが、雇用に関して詳細な規定が付け加えられているので、その部分をここに紹介しておこう。第六条と第七条がそれにあたる。

第六条

一出勤人休暇帰国之定式

初帰国 初出勤ヨリ満三ヶ年目

二番帰国 初帰国ヨリ満二ヶ年目

以上満廿六才迄同断、廿七才以上ハ毎年壹度帰国之事

正副支配人ノ位置ニ坐スルモノハ毎年二度帰国之事、帰国日限往復共都テ十五日間ト相定ム

第七条

一子供ハ初出勤ヨリ満十八才迄ヲ仕着セ年限ト相定メ、仕着セ中ハ左ノ品々ヲ授与スルモノトス

夏日ハ 伊勢綿単物 壹枚

手拭 壹筋

下帯 壹筋

冬日ハ 伊勢綿綿入 壹枚

小倉帯 壹筋

前掛 壹ツ

下駄 壹足

足袋 壹足

下帯 壹筋

以上

仕着中首尾能ク相勤メシ者エハ、仕着セ上リノ祝ヒトシテ特別ニ左ノ通り授与スベシ

夏日ハ 安部屋帷子 壹枚

下帯 壹筋

冬日ハ 双子縞裕羽織 壹枚

同 綿入 壹枚

襦袢 壹枚

股引	壱足
小倉帯	壱筋
前掛	壱ツ
下駄	壱足
足袋	壱足
下帯	壱筋

すなわち、そこには近江商人の雇用形態に見られた在所登り制度と仕着制度が存在した。初帰国（初登り）は初出勤から満三年目、二度帰国（二度登り）は初帰国から二年目で、二七歳以上になると毎年帰国が許され、正副支配人になると年に二度帰国することができた。帰国期間は、往復旅日を含め一五日間であった。正野家は、明治十三年に大阪支店を開設するまで、日野の店で合業の製造販売を行っていた。したがって、在所登り制度が見られるようになったのも支店開設に伴うものであった。近江商人にみられる在所登り制度は、出仕して五〜七年目頃の元服を経て初登り（一九歳頃）、その後三〜六年目ごとに登りを繰り返し、休暇も往復期間を含めて五〇〜六〇日であったの⁽⁸⁾に比べ、初登りまでの期間（三年目）やその後の登りまでの期間（一〜二年目）も短くなっている。休暇日数は、正副支配人の場合に二度帰国できるので、一五日とかなり短い。

仕着制度についても、初勤より一八歳まで行われていた。夏には、伊勢縞単物、手拭、下帯が、冬には、伊勢縞綿入、小倉帯、前掛、下駄、足袋、下帯が支給された。また、首尾よく仕着期間を終えたものには、祝として夏と冬に「双子縞袴羽織」など一人前の店員としての衣料が与

えられた。

正野家では、江戸時代から仕着制度があり、奉公人に対し益と暮の年に二度の仕着を行っていた。ここでは、奉公人の階層に応じて仕着が支給された。たとえば、万延元年（一八六〇）の盆前には、幹部店員に対し「半紙五」、「晒下おひ」、「銭式百文」、「扇子一本」が与えられ、丁稚階層には「手織単物」、「半紙三折」、「下おひ一」、「扇子一本」が与えられた。暮には、幹部店員に対し「半紙五折」、「たひ一」、「銭式百文」、「手拭料百文」が与えられ、丁稚階層には「手織わた入一」、「半紙三折」、「地伴一」、「前掛一」、「おひ一」、「下おひ」、「手拭一」、「たひ」、「下た一足」が支給された。⁽⁹⁾江戸時代における仕着品と比べると、半紙と扇子が少なくなっているだけで、基本的には同様の品物が一八歳以下の店員に支給されたようである。

二 明治二十一年九月「家則創定ノ主意」

次に、明治二十一年九月「家則創定ノ主意」⁽¹⁰⁾について見てみることにしよう。明治二十一年には前稿で述べた「雇人事務規程」などの諸規定も整えられ、正野家にとって同年は家政改革の上で特別な意味をもった年⁽¹²⁾のようである。その大きな枠組みを示したのが、次に示した「家則創定ノ主意」であろう。

家則創定ノ主意

凡一家ヲ保持スルノ要ハ、努メテ経済ノ道ヲ明カニスルニ在リ、之ヲ明カニスルニハ、夫レカ原素タル家則ヲ設ケサル可ラス、是予カ本日ヲ以テ其要領ヲ布ク所謂候

明治二十一年九月廿二日 正野本家印（正野家主之章）

要領

第一条 一家全体ヲ大別シ、商業部本家部トス

第二条 商業部ヲ名ケテ、店方トス

第三条 商業部ハ營業上必用ナル地所建物商品雇人其他一切營業ニ

関スル物ヲ以テ充ツ

第四条 商業部ニハ、元方、元蔵、売葉、雜種ノ四帳場及庶務方書

記方ヲ置ク

第五条 本家部ハ商業上一切関セサル地所建物資産雇人ヲ以テ充

ツ

第六条 本家部ニハ事務室ヲ置キ、当家經濟家政ノ全体ヲ整理ス

第七条 本家店方兩部間ニ生スル諸般ノ混同シテ区分シ難キモノ

ハ、相当ノ部合ヲ以テ之ヲ定ム

第八条 凡爾後發布スル家則、既決ノモノニハ左ノ印章ヲ用ヒ、追

テ家事整理ニ運迄、都テ家長ノ独裁ニヨル

但シ、各掛役ニ於テ實際上差支アリト認ムルモノハ其理由ヲ述

ヘ、家長ノ参考ニ供スヘシ

家長印章（正野家主之章） 事務室印章（正野本家之印）

すなわち、家を保持するには、その基本となる家則を定める必要があるとして、これを定めた。正野家では、この家則制定とともに家則係役が設けられたようである。家則係は、総務支配役とともに「事務室詰トシ、専ハラ一家全体ノ事ヲ努メシム」とし、家則役は「家長ノ命ヲ受ケ家則ヲ施行シ、家則執行後ノ情況ニ注意シ、此他一家々法上ノ全体ニ付時々考案スヘキ者トス、尚臨時商品現在ノ監査ヲナサシム」とあり、家

則の施行をチェックする監査役的な存在であった。⁽¹³⁾ この家則の内容は、家業を商業部（店方）と本家部とに分け、商業部は事業経営を、本家部は正野家の家政を担当するものとした。しかし、正野家はこれまで本家で合業の製造販売を行っていたため、両者の間には明確な区分ができなこともあったとして、相互融通を認めている。また、家則に関する事柄は、すべて「家長ノ独裁ニヨル」として、依然として絶対的な家長の権限がそこに示されている。

三 明治二十四年七月「支店規則」

この大阪支店規則は、内容的には明治二十一年四月の「支店規則」⁽¹⁴⁾を改訂したものである。明治二十一年四月「支店規則」には、「在来ノ仕法ヲ折衷シ、今回左ノ支店則ヲ創定シ、之ヲ明治廿一年四月卅日ヨリ施行ス」とあり、同規則は、「第一章 惣則」（一〜七条）、「第二章 支店義務」（八〜一七条）、「第三章 店卸及結局」（一八〜二三条）、「第四章 雇人法」（二四〜三四条）、「第五章 本則施行方及罰則」（三五〜三六条）からなっていた。これを改訂したのが、ここで紹介する明治二十四年七月「支店規則」である。⁽¹⁵⁾ これには、規則の最後に、「為仕着及手当渡方票準」「書式」「廿七才以下帰国帰序早見」が付けられており、豊富な内容となっている。以下、雇用関係に注目しながらその内容を見てみよう。

^(表紙)
「明治廿四年第七月

支店規則

正野大阪支店」

在来ノ仕法今回左ノ通改訂シ、明治廿四歳七月ヨリ之ヲ施行ス

明治廿四年七月 日

正野本家[㊦]

支店則

第一章 総則

第一条 支店ハ本家ノ直轄トス

第二条 支店ノ商業ハ左ノ如シ

一 木綿 二 売薬受売

第三条 臨時資金ヲ要スル場合ハ、之ヲ本家ニ請求スヘシ

但、利足ハ其時ノ協議ニヨル

第二章 支店義務

第四条 支店ハ本家ヨリ定ムル規則及江州日野商人組合ノ規約ヲ遵

守スヘシ

第五条 支店ノ名義ニテ他ノ保証ニ立ヲ得ス

第六条 凡雇人ノ解僱黜陟ヲ要スル場合ハ、予メ本家ニ稟請シ、而

テ本家ノ命令ヲ待チ、后チ之レヲ執行スヘシ

第七条 本家ノ認許ナク、諸般ノ思惑ハ一切為スヲ得ス

第八条 其日限りノ出納計算ハ、毎夜執行スヘシ

第九条 支店限り他方エノ金融ハ乱リニ為スヲ得ス、只商業取引上

止ヲ得サル場合ハ必ス手堅キ抵当ヲ要ス

但、荷主工渡ス荷為換ノ如キハ本文ノ限りニ非ス

第十条 支店若シ本店ノ商品ヲ取扱ヘキトキハ、其時相当ノ手数料

ヲ本店ト熟議ノ上、請受ルヲ得ヘシ

第十一条 支店ニ於テハ隔月ニ一度商業上諸般ノ成績ヲ作り、之ヲ

翌月五日以内ニ本家ニ申報スヘシ

第十二条 本家及本支店ノ間ニ生スル諸般計算上利害ニ関シ協議纏

マラサルトキハ、其理由ヲ詳具シ、家長ノ裁可ヲ乞フ可シ、尤モ此具伸ハ親展書タルヘシ

但、裁可済ノ上ハ、如何ナル事情アルモ双方之ヲ拒ヲ得ス

第三章 店卸及結局

第十三条 毎家店卸勘定ハ四月三十日ヲ以テ締切トス

第十四条 店卸精算結局ヲ定ムル、左ノ如シ

一 純益

但、特別ノ除キ者ハ此処ヨリ相減ス

十分ノ四 本家ノ配当

十分ノ二 資本金ニ加ス

十分ノ二 準備金ニ加ス

十分ノ二 褒美金

第十五条 配当金ハ店卸ノ后、直ニ本家ニ納付セシム

第十六条 資本金ハ漸次商業ノ拡張ヲ図リ、營業資本ニ組込ムモノ

トス

第十七条 準備金ハ配当金ト全時ニ本家ニ預ル者トシ、金高五拾円

以上ハ年五朱ノ利息ヲ付ス

第十八条 褒賞金ハ支店雇人一般工授与ス、而シテ之ヲ与フルニハ

毎家店卸ノ際、家長ヨリ第一号書式ノ附与状ヲ以テシ、現金ハ翌

年店卸ニ交付スヘシ

第四章 雇人法

第十九条 給料ハ毎家店卸ノ節其額ヲ定メ、家長ハ各自エ第二号書

式ノ通知ヲ付与スヘシ

第廿条 給料ハ毎月廿五日限り仕払フモノトス、而シテ月給額ノ一

割ハ之ヲ預リ、其植利法ハ別ニ支配人ノ定ムル所ヲ以テ、本家ノ認可ヲ経ルヘシ

但シ、新ニ雇入タル者ハ、店卸ノ際之レヲ定ム

第廿一条 給料先貸ハ相成ラサル等ナレ共、止ムヲ得サル場合ニ限リテハ、必ス手堅キ証書ヲ出シ、其額ハ月給ノ三倍ヲ超過セサル範内ニ於テ、諾スルコトアルヘシ

第廿二条 第廿一条ノ場合ニ於テハ、月次給金渡シノ時ニ当リ、其幾分若クハ全額ヲ償却セシムノ法方ヲナサシム

第廿三条 給料ハ早晚本人ノ成蹟ニヨリ与フルモノトシ、無給者エハ仕着セ及手当ヲ給ス

但、為仕着及手当ハ別ニ定ムルキ、票準ニヨリ參酌ス

第廿四条 凡雇人ハ、傭入之前后ニ関セス、其執務ノ優劣ヲ査別シ、店卸ノ際席次ノ昇降ヲ為スコトアルヘシ

第廿五条 雇人年内ノ休暇ハ、毎年店卸ノ際家長之ヲ定メ、予メ其日数ヲ示スベシ

第廿六条 第廿五条ノ休暇ヲ受ケタル者ハ、其日数ニ超過スヘカラス但、廿七条ノ場合ハ此限りニ非ス

第廿七条 自身若クハ親戚中、病氣又ハ止ムヲ得サル事故之レアリ事情詳申ノ上、本家ノ許下ヲ得タル者ハ、第廿六条ノ範圍外トス

第廿八条 第廿五条ノ休暇ハ、廿七才以下ノ者ニ与エス故ニ、其受ケ得サル者ニハ左ノ帰国日数ヲ定ム

一初帰国仮リニ十一才ニシテ初勤ト見做シ、初勤ヨリ満四ケ年目ニ一度

二番帰国ヨリハ隔年ニ一度、廿六才迄同断、廿七才以上ハ第二

十五条ニヨル

一初帰国日数往復共三十日間、二番帰国ヨリ五番帰国迄日数往復共廿日間、六番帰国ヨリハ往復共三十日間トシ、第廿七条ニ依ラスシテ乱リニ出勤ヲ惰リタル者ニハ、第三拾条ヲ適用ス

第廿九条 第廿五条及第廿八条ノ帰国ヲ為ス者ニハ、左ノ帰国旅費手当ヲ給ス

但、帰国セサル者ニハ支給スルノ限ニ非ス

一有給者

甲等旅費手当 貳円

乙等旅費手当 壹円五十銭

一無給者

実費ヲ給ス

第五章 本則施行方及罰則

第三十条 凡本則ニ従ワサル雇人ハ、譴責減俸若クハ減等解備ノ方ヲ以テ、本家ハ之レヲ犯罪ノ輕重ニヨリ処分スル者トス、但本

条犯者ノ保護人ト認ル者ハ、同犯ヲ以テ論シ、之レヲ処分ス第卅一条 凡ソ此店則ヲ改正加除スルハ、家長支配人等ノ意見ヲ諮問シ、然ル後之ヲ行フハ家長ノ権内ニ之有ル者トス

まず、大阪支店の事業内容が「一木綿 二売薬受売」とある。これは本村氏が指摘しているように、明治二十一年四月「支店規則」では「支店ノ商業及ヒ其ノ順序ヲ定ムル」として「一売薬 二木綿 三石油」とあったのが、「石油商ヲ除ク」として石油を取扱商品からはずし、さらに木綿を売薬より上位に置くことよつて、支店における木綿の取扱いが大きくなったことを示している。⁽¹⁶⁾ 純益金は、四〇%が本家への配当、

二〇%が「資本金」、二〇%が「準備金」として支店の資産となり、残り二〇%が「褒美金」として店員に支給された。すなわち、利益処分法として、利益金を本家（配当）・支店（留保）・店員（褒賞）に分割するいわゆる三ツ割制度⁽¹⁷⁾が適応された。それは、店員に対し利益額に応じた褒賞金を与えることによって、勤労へのインセンティブを高めようとするものであった。店員については、第四章「雇用法」として二二か条に及ぶ詳細な規定があり、本店則の主要な部分を占める。それによると、給料は毎月二十五日払いの月給制となっていたが、その一割を支店に預けるとあり、江戸時代の給金支給⁽¹⁸⁾と類似する側面も見られた。給料は、「本人ノ成績ニヨリ与フルモノ」とあり、一応能力を反映したものとなっていた。

また、給料はすべての雇人に与えられていたわけではなく、若年の者は無給であり、彼らには仕着および手当が支給されていた。⁽¹⁹⁾仕着については、「為仕着及手当渡方票準」というものが付けられており、それによれば、夏季は扇子一本、半紙三折、単物一枚、下帯一筋、下駄一足、冬季には半紙三折、綿入一枚、帯一筋、前掛一筋、白足袋一足、手拭一筋、下駄一足、および隔年に股引一足、襦袢一枚が一品ずつ支給された。その内容は、前述した江戸時代の仕着よりは、夏季には下駄一足が増え、冬季は「下帯一」が少なくなっているものの、ほぼ同様の仕着が支給されていた。それは、前述した明治十六年七月の「支店規則書」に示された仕着とも、基本的には同様のものではあった。

さらに、在所登り制度についても、第二八条・第二九条や「廿七才以下帰国帰序早見」がこの規則に付けられており、その様子がわかる。それによれば、一一歳に初勤となり、満三年を経た四年目の一四歳で一番

帰国が行われ、往復期間を含め三〇日の休暇が与えられた。それから二年ごとに初勤から六年目（一六歳）に二番帰国、八年目（一八歳）に三番帰国、一〇年目（二〇歳）に四番帰国、一二年目（二二歳）に五番帰国、一四年目（二四歳）に六番帰国、一六年目（二六歳）に七番帰国、一七年目（二七歳）からは「此年ヨリ廿五条ニヨリ毎年休暇ヲ与フ」とあり、毎年休暇が与えられた。休暇日数は、二番～五番帰国は往復期間を含め二〇日、六番帰国・七番帰国は三〇日であった。一七年目以降の毎年の帰国は、第二五条に「雇人年内ノ休暇ハ、毎年店卸ノ際家長之ヲ定メ、予メ其日数ヲ示スベシ」とあるように、家長によって決められた。前述した明治一六年七月「支店規則書」でも、初帰国は初勤より満三年を経て行われ、二番帰国以降は二年目ごと、二七歳以上は毎年帰国であり、同様の規定となっていた。

この支店規則は、第六条に「凡雇人ノ解雇黜陟ヲ要スル場合ハ、予メ本家ニ稟請シ、而テ本家ノ命令ヲ待チ、后チ之レヲ執行スヘシ」とか、第七条に「本家ノ認許ナク、諸般ノ思惑ハ一切為スヲ得ス」とあるように、本家の絶対的な地位の高さがうかがわれるとともに、第三一条においても「凡ソ此店則ヲ改正加除スルハ、家長支配人等ノ意見ヲ諮問シ、然ル後之ヲ行フハ家長ノ権内ニ之有ル者トス」とあり、家長の絶対的権限がそこに保証されていた。

四 明治三十五年一月「家則」

最後に明治三十五年一月「家則」⁽²⁰⁾を見ておこう。この家則は、これまでの規則が集大成された精緻なものであり、五章四九か条からなる。そ

ここでは、これまでの「家則」や「支店規則」を統合したような内容となつて⁽²¹⁾いる。さらに、家則に付随してさまざまな規定が定められており、その内容を補足している。特に、雇用に関する規定が多く、近代における正野家の雇用形態が明らかになる。

^(表紙)
「明治三十五年一月二十日発表

家則

正野本家部所蔵

家則

第一章 惣則及本家本店区分

第一条 営業ノ収得ヲ明確ニスル為メ、一家ヲ分割シテ本家本店部ト部トス

第二条 営業ニ使用ナキ建物及地所ヲ本家部トシ、其他ヲ本店部トス

第三条 本家ニ主事番頭差配下女下男子供若干名ヲ置ク

第四条 本店部ニハ取締役主人主事番頭手代以下子供ニ至ル大約人員十五名迄ヲ置ク

第五条 本家部本店部間ニ生スル諸般ノ計算ハ務メテ實際ニヨルト雖トモ、其混同シテ分チ難キ者ハ金高ヲ折半ス

第六条 飯米薪炭諸雑用等ハ、本店部其購入ヲナシ、本家部ニ係ル分ハ、追テ本家部ヨリ支払フ

第七条 本家部カ本店部ノ物品ヲ購入ノトキハ、通帳ヲ用ユ

第八条 前条通帳ニ記入シ得サル諸差引ハ通知伝票ニヨリ帳合ス

第九条 本店部ノ資本金ハ現在ノ売葉在品薬種其他一般商品ノ原価

惣計高ヲ以テ之レヲ立ツ

但、次期決算ヨリハ、薬種ハ其当時ノ相場表ヨリ一割五分ヲ引下ゲ、価不明ノ者ハ評価ヲ以テ定ム

第十条 当古来大切ノ売葉ヲ製スルニハ、其原料ヲ薬種課又ハ他店ヨリ買入、本家部ニテ仕上ケ相当原価ヲ定メ、本店売薬課エ讓渡ス

第十一条 本家本店両部ノ差引勘定ハ每半決算期ニ之レヲ受授ス

第十二条 本家本店両部ノ貸借利子ハ銀行当座日歩トス

但シ、他店ヨリ一時借入ノ場合ハ、其支払フ利子トス

第二章 本店

第十三条 営業部ヲ左ノ二課トス

一 売薬課 二 薬種課

但、諸手数料ハ売薬課ニ、其他ハ薬種課ニ属ス

第十四条 凡売薬ノ衣掛能書ノ印刷荷作り等発売出荷迄ノ諸手順ヲ為サシムル為、装置方ヲ置ク

第十五条 本店部一切ヲ統括スル為元方ヲ置キ、取締役主事之ニ当ル

第十六条 本店部限り金ノ融通ヲ為シ、又ハ他ノ保証ニ立ヲ許サス

第十七条 取引上貸滞出来タルトキハ、其望ミナキ者店卸決算ニ除去ス

第十八条 店卸決算期ハ、毎年四月卅日十月卅日限り之レヲ行フ

但シ、十月三十日本勘定トス

第十九条 店卸精算結局左之通トス

一金何円売薬課純益 二金何円薬種課純益

右計

見切品其他特別ノ除物、此処ヨリ減ス

差引

十分ノ三 褒賞金

十分ノ三 準備金

十分ノ四 本家部所得

第廿条 準備金ハ本家部ノ保管トス

第廿一条 褒賞金ハ終身雇人一般ニ分与ス、店部決算ノ後家長ハ雇人ノ勤惰其他ヲ査定シ、各人エ金額記入ノ賞状ヲ授与ス、而シテ

現金ハ次期本勘定ニ相渡ス、其預リトナル分ハ定法ノ利子ヲ付ス

第廿二条 納税金ノ内營業稅又所得稅ノ前半部ニ関スル部分ハ本店部ヨリ納付シ、其他ハ實際ニヨリ区分ス

第廿三条 商品一切ヲ取締ル為メ、毎月末売薬課薬種課及装置方立合、取締役或ハ本店部主事之レカ主任トナリ、整理ヲ為シ出納ヲ明カニスベシ

第廿四条 本則ニ掲クル定法利子ハ年五朱トス

第三章 給料

第廿五条 給料ハ毎年店卸本勘定ノ後家長其額ヲ定メ、各本人へ通知シ、本家部ハ本家ヨリ本店部ハ本店ヨリ之レヲ支給ス

第廿六条 給料ハ仕着セ上リノ年ヨリ渡ス

第廿七条 給料定額差引以上ノ分ハ、店卸本勘定後ヨリ定法利子ヲ付ス

第廿八条 給料以上ノ貸金ハ成ラサル筈ナルモ、万止ムヲ得サル事故アリ、少額ノ金員貸過ト成ルトキハ、必ス相当担保差入シムル

カ、又ハ手堅キ保証人ヲ要ス

第四章 雇人法

第廿九条 当家之雇人ハ、左之三種トス

一 終身雇人 二 特別雇人 三 一時雇人

但シ、終身雇人ハ幼年ヨリ自分一代雇使ノ約アルヲ云ヒ、特別

雇人ハ予メ給料ヲ定メ雇入ル、ヲ云ヒ、一時雇人ハ下女下男

ヲ云フ

第卅条 特別雇人ハ年功ニヨリ増給ヲ受クルモ、利益ノ賞与ヲ受クヲ得ス

第卅一条 一時雇人ノ諸規程ハ本家部ニテ別ニ定ム

第卅二条 幼年雇人ハ初メ本家部ニ使用シ、本店或ハ支店ノ入用ヲ待チ、其在勤所屬ヲ定ム

第卅三条 幼年雇人ニハ別ニ定ムル物品ヲ給ス、之レヲ仕着セ中ト云フ

第卅四条 幼年雇人ニハ相当ノ方法ヲ設ケ、營業上必要ナル読書作文算術ヲ修メシム

第卅五条 幼年雇人十六年ニ達スルトキ、第壹号書式ノ誓約ヲ為サシム

第卅六条 幼年雇人ニシテ本店部ノ所屬在勤者ニハ仕着セ中一ケ年五十錢以上式円迄ノ小遣ヲ与フ、支店在勤ノ者ハ支店々則ニヨル

第卅七条 雇人年内ノ休暇ヲ定ムル左之如シ

十二年	仮リニ初出勤トス	廿三年	廿三年
十三年		十四年	廿四年
十四年			以上年内三十日

十五年 廿五年

十六年 以上年内十日 廿六年

十七年 廿七年 以上年内三十五日

十八年 廿八年

十九年 廿九年

二十年 以上年内廿日 三十年 以上年内四十日

廿一年 三十二年 以后八年内五十日

右ノ外大祭日地方大祭八月八日ハ休暇トス

第卅八条 休暇日数前条以上ニ渉ル者ハ、其欠勤日数ニ割当テ給料

ヲ減ス

第卅九条 雇人ニハ本家本店ノ両部属アリト雖モ、平素相通シテ両

部ノ諸用ヲ為サシム

第四十条 雇人ノ昇給ハ大別シテ左ノ通トス

若者 手代 番頭 主事 取締

第四十一条 自身若クハ重キ親族ニ病者有リ為メニ生スル休暇ハ、

醫師ノ診断書ヲ以テシ、其他ハ特ニ許可ヲ受クベシ

第四十二条 雇人中病者アレバ、十日迄ハ診察料薬価ヲ与フ、其余

ハ自弁タルベシ

但シ、不品行又ハ諭旨ニ従ワサルヨリ発シタル病氣ハ、此限り

ニ非ス

第四十三条 凡給料ヲ受クル以来恪勤十年以上ニ及ヒ、将来主家ニ

充分ノ見込アリト認ムル者ハ家長別家等ノ意見ヲ問ヒ別家ニ昇進

ス、此場合ハ別ニ定ムル別家法ニヨル

第四十四条 寒製ハ当家大切ノ事業ナルヲ以テ、若シ当時者ニ欠員

ヲ生スレハ前条相当者ヨリ撰拔ス、此場合ハ第 号書式ノ誓約ヲ

為サシム

第四十五条 主家厄難アルニ際シ、若クハ雇主自カラ家政ヲ執ル能

ワサルトキ、衆ニ超タル功勞アル者ハ、特功者トシテ親族別家等

ノ協議ヲ經テ行賞ス

第四十六条 終身雇人ハ故ナク解放セスト雖トモ、止ムヲ得サル事

故アリ解雇申渡ス時ハ三ヶ月分ノ給料ヲ与フ

但、自己退身ヲ望ミ又ハ不都合ノ処行アル者ハ、此限りニ非ス

第五章 附則

第四十七条 本則ニ違背スル者ハ、別家等ノ意見ヲ問ヒ、別ニ定ム

ル雇人懲戒法ニヨル

第四十八条 当家ハ日野商人組合ニ加盟シ、組合雇人規定ヲ守ル

第四十九条 本則ノ改正増減ヲ要スル時ハ、家長子メ其事由ヲ説明

シ、別家等ノ意見ヲ問ヒ、然ル後重キ近親族ノ協賛ヲ經テ執行ス

家則第三十三条 幼年雇人支給規程

第一項 幼年雇人仕着セ中左之通り支給ス

夏期ハ 伊勢綿単物一枚 下帯一筋 十三年目ヨリ給ス

手拭一筋 半紙三折

冬期ハ 伊勢綿綿入一枚 (襦袢) (股引) 隔年一品宛

小倉帯一筋 前掛一筋

下駄一足 足袋一足

半紙三折 手拭一筋

右之外夏ハ素麵一袋、冬ハ御鏡(料)里方土産トシテ遣ス

年月日

右本人 何之誰

第二項 仕着セ上リノ年ハ、夏ハ伊勢縞単物ニ換ユルニ安部屋或ハ
近江産ノ帷子一枚、冬ハ二子縞羽織一枚伊勢縞ニ換ユルニ二子縞
綿入一枚ヲ給ス

全

保証人 何之誰

全

保証人 何之誰

家則第三十四条 幼年雇人修学法

正野玄三殿

第一項 高等小学校ニ用ユル読本、習字、作文、算術、菓種類価付
アル新聞雑誌

家則第四十三条 別家法

第二項 平素前項ノ教課ヲ習熟セシメ、年内少ナクモ二回以上ノ試
験ヲ行フ

第三項 右教課ニ必用ノ書籍ハ之レヲ貸与ス

第一項 別家ニ取立ツル者ハ、終身雇人中恪勤十年以上ニシテ将来
当家ニ対シ有望ト認ムル者ヲ撰拔シ、別家等ノ意見ヲ諮訊シ、異
議ナキニ於テ命令ス

家則第三十五条 雇人誓約書式(第一号)

誓約書

私義今般貴殿ニ御雇ヒ被下候ニ付テハ、当務勉勵可仕ハ勿論左ノ各
項確守可仕候也

一 貴家ノ御成規ハ勿論都テ上役ノ御申聞ケハ、相背キ申聞敷事

一 御給物ノ外一切借用不仕候事

一 御都合ニテ退身相願候節ハ、必半年間前以テ其事由申上候事

一 金銭遣込其他不筋ノ義仕候節ハ、何時退身被仰聞候トモ、異議ナ
ク退去仕御損難等相掛候節ハ、私ニ不抱保証人ヨリ屹度埒明可仕
候事

右之条々誓約仕保証人連署仕候処、依テ如件

候事

右之条々誓約仕保証人連署仕候処、依テ如件

国郡町村番地

譲り渡一札

第一号書式

第三項 別家取立ノ節ハ、左記第一号書式ノ譲渡書ヲ交付シ、第二
号書式ノ請書ヲ徴ス

以上

一 懐中時計

一個

一 羽織袴

一 具(料金五円以上十五円迄)

一 扇子

一 箱

一 三ツ組盃

台付

一 組

一 金壹円以上

三円迄

布簾料

一 金三十円以上

百円迄

道具料

一 金百円以上

三百円迄

家屋料

第二項 別家ノ命令ヲ受ケタル者ニハ本家部ヨリ左ノ通り給与ス

第二項ノ品目列記

以上

右ハ其許 年 月ヨリ 年 月ニ到ル都テ 年間無事勤績特別忠実ノ功勞ヲ以テ、今般別家宿這入致サセ、前書之通り讓渡且長崎屋々号差許候、然ル上ハ示後当家ニ対シ一層実意ヲ以テ相勤可申ハ勿論、此度申渡ノ個条ハ子孫ニ至ル迄失意之レ無様可致候、仍テ讓渡証如件

年 月 日

何世 玄三

何之誰殿

第二号書式

御請書

品目列記

以上

右ハ私義今般別家宿這入仰被付 年 月以來給料拝受仕候外、更ニ前書之通り御讓渡被成下、何レモ出格之御思召ニ依ル義ニシテ、千萬難有仕合ニ奉存候、然ル上ハ向後御本家エ一層実意ヲ以テ相勤可申御申渡ノ個条ハ屹度相守、其他都テ御本家ノ御家風相背キ申間敷、万一私ハ勿論妻子後代タリトモ御恩ヲ忘却シ、不埒ノ処行有之トキハ、親之親類罷出如何様ノ御申聞有之モ一言申訳無之候、為後日御受書一札如件

年 月 日

国 郡 町村 番地

何之誰

(親又ハ重ナル親族)

証人

何之誰

正野玄三殿

第四項 別家申渡例左ノ通

- 一 当支障ノ商業ハ子孫末々ニ至ル迄一切致間敷事
- 一 年内式日ニハ本人ハ勿論妻子永世堅ク相勤ムヘキ事
- 一 当家ノ許諾ヲ受ケズシテ縁組ヲ為シ、又ハ他ノ保証ニ立間敷事
- 一 諸相場ニ手出シ致サ、ル事
- 一 親ニ孝養神仏大切ニ家事儉約ヲ心懸ケ、屹度相慎ベキ事

家則第四十四条書式

御規定一札

一 此度私義格別ノ御引立ヲ以テ御大切ノ製菓御手伝被仰付難有拝承仕候、然ル上ハ私身分如何ノ義有之候共、右製菓調合ノ薬味并ニ製法等、他人傍輩ハ勿論親子タルトモ一切申聞ケ間敷候、万一口外仕候節ハ、私身体如何様ノ御処分相成候トモ、其際一言ノ申訳無之候、猶又向後御奉公万事实意ヲ以テ大切ニ相勤可申候、為後日御規定一札如件

年 月 日

勤人 何之誰

証人 何之誰

正野玄三殿

そこでは、本家と本店とが前述した明治二十一年の「家則」よりも、厳密に区別され、雇人の配置も本家には「主事番頭差配下女下男子供若干名」、本店には「取締役咄人主事番頭手代以下子供ニ至ル大約人員十五名迄」を置くとな数を示して区別している。また、本店の営業部には、売薬課と薬種課が置かれ、そこから得られる純益も区別した。本店の利

益処分は、前述した三ツ割制度が適用され、本家部へ四〇%、本店の準備金へ三〇%、店員への褒賞金三〇%であり、前述した明治二四年の「支店規則」の本家配当四〇%、資本金・準備金四〇%、褒美金二〇%に比べ、店員への割合が少し大きくなっている。

雇人には、幼年から雇い入れられた終身雇人、予め給料を定めた特別雇人、下男下女の一時雇人の三種があるが、終身雇人が基本となる。幼年雇人（終身雇人の見習い）は、最初本家部で使用し、その後本支店へ配属された。幼年雇人には仕着が支給され、仕着上りの年より給金が支給された。第三三条の「幼年雇人支給規程」によれば、夏期と冬期に分けて、従来とはほぼ同様なのが支給された。また、第三六条によれば、本店部在勤の者には、仕着以外に、年に五〇錢〜二円の小遣も与えられた。幼年雇人には、第三四条「幼年雇人修学法」にあるように高等小学校程度の読書・習字・作文・算術など営業上必要な知識を教えた。

この「家則」では、本家・本店について規定しており、支店の規則は別に定められているため、在所登り制度についての規定はない。代わりに第三七条に、雇人の年内休暇を定めている。それによれば、一二歳で初出勤したとすると、一六歳までは年内に一〇日、二〇歳までは二〇日、二四歳までは三〇日、二七歳までは三五日、三〇歳までは四〇日、三一歳以後は五〇日の休暇があり、勤続年数が長くなるにつれ、休暇日数も増加した。雇人の昇給は、若者、手代、番頭、主事、取締の順となっていた。

別家への取立ては、第四三条に規定されており、給料を受けて以来一〇年以上恪勤し、将来見込みがあると認めたと者を家長・別家等の意見を聞いて別家に昇進させた。第四三条の「別家法」によれば、別家にあた

っては、本家部から家屋料（一〇〇〜三〇〇円）、道具料（三〇〜一〇〇円）、布簾料（一〜三元）、三ツ組盃一組、扇子一箱、羽織袴一具、懐中時計一個が与えられた。これらは、江戸時代における正野家の別家に与えられた家屋敷普請料、諸道具料、布簾一連、三ツ組盃一箱、麻上下一組、夜具一流など²²とほぼ同様の内容となっていた。

また、別家するにあたっては、本家に支障となる商業は行っていないこと、式日には妻子も含め本家に勤めること、本家の許可なく縁組をしてはいけないことなど多くの制約が課せられ、別家として独立してからも本家の従属下にあつたことがうかがえる。また、製薬業は秘伝を重んじるため、第四四条書式には「製薬調合ノ薬味并ニ製法等、他人傍輩ハ勿論親子タルトモ一切申聞ケ間敷候」とあり、秘密保持が厳しく規定されていた。

さらに、第四七条に付された「雇人懲戒法」では、雇人の過失として、「欠勤多キ者」「整理不届ノ者」「傍輩不和ノ者」「家則ニ従ワサル者」「素行修マラサル者」「此他不都合ノ処行アル者」をあげている。懲戒法には、軽譴責、重譴責、減等、減俸、賞与返還、諭旨退身、解除があり、酌量事項も掲げられている。賞与金の基準には、第一に勤勉、第二に素行、第三に欠勤、第四に疾病、第五に学識、第六に給料があげられ、家長がそれらを斟酌して金額を決定した。

おわりに

以上、明治期における正野家の家則と店則について述べてきた。店則については、明治十三年の大阪支店設置にともない「規定」（同十三年）、

「大坂支店規則書」(同十四年)、「支店規則書」(同十六年)が制定され、最終的には同二十一年と同二十四年の「支店規則」として整備されていた。家則については、明治二十二年に「家則創定ノ主意」が定められ、家政改革が進められた。本家と商業部(店方)の区分を行い、家政と事業活動との分離を明確化した。明治三十五年の「家則」は、それまでの規則の集大成をしたような精緻なものであり、本家と本店との関係をより明確化したものであった。これらの規則においては、雇用に関する規定が大きなウエイトを占めており、それだけ同家の経営においては雇用問題が重要性をもっていたことがうかがえた。そして、これらの規則では、次のように近江商人の雇用形態において見られた仕着制度、在所登り制度、別家制度などの江戸時代以来の慣行が明治期に至っても正野家において確認された。

第一に、江戸時代に支店がなかった正野家にとっては、元來在所登り制度は存在しなかった。しかし、明治十三年に大阪支店を開設したことにより、他の近江商人と同様に在所登り制度を設けるようになった。その内容は、初帰国(初登り)は初出勤(一一歳)から満三年経た年に、二度帰国(二度登り)は初帰国から二年目で、それ以降二年目ごと、二七歳以上になると毎年帰国が許され、正副支配人になると年に二度帰国すること、帰国期間は往復旅日を含め年間二〇〜三〇日というものであった。もちろん、登り間隔や休暇期間の短さなどに見られるように、大阪支店と近江本家との距離や交通の発達などによって在所登り制度は変容しているものの、支店設置を契機にこれまで同家に存在しなかった制度を新たに設けたところに、正野家の近江商人としての性格を維持しようとする姿勢がうかがわれた。

第二に、仕着制度についても、正野家では初勤より一八歳まで行われていた。夏には、伊勢綿単物、手拭、下帯が、冬には、伊勢綿綿入、小倉帯、前掛、下駄、足袋、下帯が支給された。正野家では、江戸時代から仕着制度があり、奉公人に対し益と暮に奉公人の階層に応じて仕着が支給された。仕着品の内容は、明治期においても基本的には同様の品物が一八歳以下の店員に支給され、同家の仕着制度は明治期においても生きていた。

第三に、別家制度も、正野家では江戸時代以来継続して行われていた。別家には、給料を受けて以来一〇年以上恪勤し、将来見込みがあると認められた者を家長・別家等の意見を聞いて別家とした。別家する際には、本家部から家屋料、道具料、布簾料、三ツ組盃一組、扇子一箱、羽織袴一具、懐中時計一個など江戸時代の別家と同様な品々が与えられた。さらに、別家するにあたっては、本家に支障となる商業は行つてはいけないこと、式日には妻子も含め本家に勤めること、本家の許可なく縁組をしてはいけないことなど多くの制約が課せられ、依然として別家は本家を中心とした家業体制の中にあつた。

このように、明治期の正野家の基本的な経営指針を示す家則や店則においても、多少の変容は見られたものの、近江商人において見られた雇用慣行が根強く維持されていたことが確認されたのである。

注

(1) 正野家に関する研究としては、西川嘉男「元禄・享保期における前期的資本の動向」『史林』第四二巻第五号、一九五九年、脇田修「元禄・享保期近江商人の一経営——日野・正野家『惣勘定仕上帳』につ

いて——」（『国史論集』読史会、一九五九年）、本村希代「近江商人の創業期の軌跡——初代正野玄三の場合——」（同志社大学『経済学論叢』第五四巻第四号、二〇〇三年）、同「近江商人正野玄三家の合業流通」（『経営史学』第三九巻第三号、二〇〇四年）、同「明治期における近江商人の企業家活動——正野玄三家の事例——」（『企業家研究』第二号、二〇〇五年）、拙稿「近江商人正野玄三家の事業と奉公人」（徳永俊光・本多三郎編『経済史再考』思文閣出版、二〇〇三年）、同「近江商人正野玄三家の奉公人と給金」（『大阪大学経済学』第五四巻第三号、二〇〇四年）がある。

(2) 本村「近江商人の創業期の軌跡」（二三八〜四五頁）。ここでは、宝永五年（一七〇八）の一・二か条からなる家訓を紹介されており、その内容は、製菓業への精勤と相場取引や大名貸しの自粛などを規定していた。

(3) 近代における正野家の雇用形態については、同家の店員名簿などを用い店員の具体的な動向を明らかにした拙稿「近代における正野玄三家の雇用形態」（和歌山大学『経済理論』第三三二号、二〇〇六年）があり、本稿と関連している。ここでは、近江商人の雇用形態の特徴である近江出身者の雇用と別家制度が昭和に至るまで継続されていたことなどを明らかにし、正野家においては学校教育の影響を受けつつも、依然として江戸時代以来の近江商人の雇用形態が維持されていたことを指摘した。なお、近江商人の近代化については、拙稿「近江商人の近代化」（安岡重明編『近代日本の企業者と経営組織』（同文館出版、二〇〇五年）参照。ここでは、近江商人を「近江国に本拠をおく、他国稼商人のこと」という定義に基づき、その在り性、家業組織、雇用形態の変化に注目して分析をした。

(4) 近松文三郎「大印岡田小八郎家」（一）〜（二三）（『太湖』第三六〜三九、四一、四二、四四〜四八、五〇、五一号、一九二九〜一九三〇年）。江南良三「近江八幡人物伝」（近江八幡市郷土史会、一九八一年）一三八〜一四七頁。

明治期における近江商人正野玄三家の家則と店則

(5) 本村「明治期における近江商人の企業家活動」。正野家の明治期における大阪支店の経営動向については、同論文に詳しい。

(6) 明治十四年七月「大坂支店規則書」（正野玄三家文書）。なお、この規則書とほぼ同様の内容をもつ明治十三年六月二十三日の一紙形態の「規定」（同）が存在する。これは、大阪支店開設時に本店より出された規定であり、条項目立てにはなっていないし、第二三条までの内容に限定されている。これをもとに一年後に改定し、形式を整えたものが、冊子形態の明治十四年七月「大坂支店規則書」である。

(7) 明治十六年七月「支店規則書」（正野玄三家文書）。

(8) 拙著「近江商人の経営史」（清文堂出版、二〇〇〇年）五八九〜五九七頁。

(9) 拙稿「近江商人正野玄三家の奉公人と給金」一五〇〜一五二頁。

(10) 明治二十一年九月「家則制定ノ主意」（正野玄三家文書）。

(11) 拙稿「近代における近江商人正野玄三家の雇用形態」。

(12) もちろん、その背景には明治十三年六月に開設した大阪支店や明治十八年十二月「江州日野商人組合規約」（滋賀大学経済学部附属史料館所蔵中井源左衛門家文書）の制定など、正野家を取りまく制度整備の要求があろう。

(13) 明治二十一年九月「雇人事務規程」（正野玄三家文書）。

(14) 明治二十一年四月「支店規則」（正野玄三家文書）。

(15) ここには、たとえば第二条を抹消し、「廿四年七月削ル」と注記があり、この史料を添削して定められたようである。

(16) 本村「明治期における近江商人の企業家活動」一八〜二〇頁に詳しい。

(17) 三ツ割制度については、高橋久一「明治「三ツ割」制度の一考察」（神戸大学経済経営研究所『経済経営研究』第二三三号（Ⅱ）、一九七三年）、同「伊藤（忠）商店における財務管理方式——「三ツ割」制度の導入について——」（同第二五号（Ⅰ）、一九七五年）、同「伊藤

忠兵衛本部の店法——「三ツ割」制度の史的考察——」（同第二六号（II）、一九七六年）に詳しい。

（18）拙稿「近江商人正野玄三家の奉公人と給金」一五〇頁。

（19）前述した明治一六年七月「支店規則書」には、一八歳までを仕着年限としていることから、ここでもそれが踏襲されているものと思われる。

（20）明治三五年一月「家則」（正野玄三家文書）。

（21）もちろん、第三六条に「支店在勤ノ者ハ支店々則ニヨル」とあるように、この「家則」は、厳密には正野家の本家・本部を対象としたものであった。また、明治二四年「支店規則」第四条に見られるように、支店規則も、本家より定められた規則に従っていた。

（22）拙稿「近江商人正野玄三家の事業と奉公人」二二七～二二九頁。

〔付記〕本稿作成にあたっては、史料所蔵者である正野玄三家・滋賀大学経済学部附属史料館をはじめ、日野町教育委員会の日永伊久男氏ならびに近江商人研究ネットワーク会議（代表末永國紀氏）の方々には、大変お世話になった。ここに、記して感謝の意を表すしだいである。

なお本稿は、平成十七年度科学研究費補助金基盤研究（C）（2）「近江日野商人の経営史的研究」による研究成果の一部である。